

千葉県流通・ブランディング事業実施業務に係る企画提案募集要項

1 目的

人口減少と高齢化の進展により、国内の消費は減少するが、質の高い国内産品への需要は高まり、高品質でバラエティに富んだ他地域の産品との間で、国内市場の競争は激しさを増すと予測される。

そのため、市内生産者・事業者の収益改善や市内産品のブランド化、高付加価値化が必要であることから、本市では、平成26年度から本事業への取り組みを開始した。

昨年度の取り組みの結果、生産者・事業者の段階的な個別支援が必要との結論に達したため、また、既に百貨店等で扱われている比較的品質の高い商品が存在することがわかったため、今年度は、「生産者・事業者個別支援」、「ギフトセレクション」の2つの事業を実施するものである。

本事業の実施にあたり、プロポーザル方式による委託事業者の募集を行う。

2 委託名

千葉県流通・ブランディング事業実施業務委託

3 参加資格

企画提案に参加を希望する者は、次の要件を満たしていなければならない。

- ・株式会社、合名会社、合資会社又は特例有限会社であること。
- ・各行政機関等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ・過去2年以内に銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・過去6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。
- ・債務不履行により所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされている者でないこと。
- ・法人税並びに消費税及び地方消費税を完納している者。
- ・千葉市内に本店又は営業所を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む。）を完納している者。
- ・千葉県暴力団排除条例（平成24年千葉県条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者ではない者。

4 委託業務の内容

別添「千葉県流通・ブランディング事業実施業務委託仕様書」のとおり

5 委託期間

契約日 ～ 平成28年3月31日（木）

6 委託金額

- ・委託料の額は500万円以内（税込）とする。
- ・支払方法は、業務を問題なく実施したことを委託者が確認した上で一括払いとする。

7 履行場所

千葉市内

8 参加手続き

(1) スケジュール

	内容	日程
(1)	説明会参加予約	平成27年4月30日(木)まで
(2)	応募説明会	平成27年5月1日(金)
(3)	参加申込期限	平成27年5月11日(月)
(4)	質問受付期限	平成27年5月13日(水)
(5)	質問への回答	平成27年5月15日(金)
(6)	提案書の受付期限	平成27年5月20日(水)
(7)	プレゼンテーション	平成27年5月22日(金)
(8)	選考結果通知	平成27年5月26日(火)
(9)	契約締結・事業開始	平成27年5月27日(水)

(2) 応募説明会

次の日程により説明会を開催する。

出席希望者は、平成27年4月30日(木)12時までに電話にて予約すること。

(千葉市経済農政局経済部産業支援課 TEL043-245-5277)

ア 概要

募集要項・仕様書の内容に関する説明会

日時：平成27年5月1日(金)10時～11時

場所：千葉市中央区千葉港2-1

千葉中央コミュニティセンター 8階 会議室「若潮」

※各説明会への参加は、1団体2名までとする。

イ その他

応募説明会に出席しない場合でも、企画提案を行うことはできるものとする。

(3) 企画提案参加申込書及び誓約書について

企画提案に参加を希望する者は、下記により誓約書を提出しなければならない。

ア 提出場所

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市経済農政局経済部産業支援課(千葉市役所2F)

イ 提出期限

平成27年5月11日(月)17時まで

(土、日及び休日を除く9時から17時まで)

なお、郵送の場合は締切日に必着のこと。

ウ 提出書類

- 企画提案参加申込書（様式第1号）
- 提案者に関する調書（様式第2号）
- 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- 印鑑証明書（代表者印）
- 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3） ※発行日は申請日から3か月以内であること
- 市税完納及び特別徴収に関する証明書
※千葉市内に本店又は営業所等を有する場合のみ提出すること

（4）質問の受付

ア 質問内容

本実施要項及び仕様書に関する質問についてメールにて受け付ける。

イ 受付期限

平成27年5月13日（水）15時まで

ウ 送付先

千葉市経済農政局経済部産業支援課 E-mail：sangyo.EAE@city.chiba.lg.jp

エ 回答

平成27年5月15日（金）までに回答し、質問及び回答については、市ホームページにて公開する。

（5）企画提案書の提出期限・提出先

ア 提出書類

本募集要項9－（2）に記載のとおり

イ 提出期限

平成27年5月20日（水）17時必着

（土、日及び休日を除く9時から17時まで）

※郵送の場合は、書留の扱いとする。

ウ 提出先

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市経済農政局経済部産業支援課

エ 提出部数

8部（正本1部、副本7部）

※副本は社名等を記載しないこと。

（6）プレゼンテーション

ア 日時

平成27年5月22日（金） 10時開始

イ 場所

千葉市中央区千葉港1-1

千葉市役所 2階 産業支援課内会議室

ウ 内容

企画提案書の内容についてプレゼンテーションを実施。

(7) 選考結果の通知

ア 通知日

平成27年5月26日(火)

イ 通知方法

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送、及び、市ホームページで公表。

9 事業者選考について

(1) 選考方法

選考は、千葉市で設置する選考委員会で、提出されたすべての企画提案書及び別途実施するプレゼンテーションやヒアリングをもとに、次の審査基準に基づいて選定する。提案者が選考委員会に出席できる人数は2名までとし、提出した企画提案書一式のみを使用すること。

なお、提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行う。

(2) 企画提案書

次に掲げる内容について企画提案書を提出すること。

ア 企画提案書表紙(様式第3号)

イ 企画提案書本文(任意書式)

- 千葉市流通・ブランディング事業実施業務委託仕様書に記載の、「委託業務の内容」に対する提案を行うこと。提案には、下記の(3)審査基準に記載の、「評価項目」と「評価の着眼点」に対して、可能な限り具体的且つ詳細な説明が含まれていること。

ウ 過去における類似業務の実績

- 業務内容及びその結果がわかる資料を提出すること。

エ 業務に要する経費の積算書(様式4号)

- 仕様書に記載の業務を実施するために必要な費用を算定すること。
- 積算書の項目(内訳)は、できるだけ詳細に分類して記載すること。
- 業務委託料の上限額を超える事業の提案を行う場合、超過する部分については提案者の負担とする。

(3) 審査基準

選定にかかる審査対象項目と審査基準は次のとおりとする。

	評価項目	評価の着眼点	配点
(1)	事業達成への工程	➤ 仕様書に記載の本業務の目的及び内容に即し、本年度及び次年度以降の工程が段階的に整理され、かつ現実的であると認められるか。	20/100
(2)	生産者・事業者個別支援	➤ 生産者・事業者の掘り起し・フォローの手法及び実地調査・ヒアリング手法が適切かつ具体的と認められるか。 ➤ 実需者の設定手法及び当該実需者と生産者・事業者とのコーディネート手法が適切かつ具体的と認められるか。 ➤ 次年度以降の方策につながるものと認められるか。	30/100
(3)	ギフトセレクション	➤ 仕様書に記載の項目を含むとともに、適切かつ具体的であり、一過性のものではなく、次年度以降の方策につながるものと認められるか。	30/100
(4)	業務遂行体制	➤ 仕様書に記載の本業務の内容を遂行するにあたり、その方法と体制が信頼性の高いものであると認められるか。 ➤ 市経済農政局との定期的な協議の場を構築できる体制があるか。	10/100
(5)	業務実績	➤ 類似の業務実績があり、その内容から本業務の遂行能力があると認められるか。	5/100
(6)	費用	➤ 支出の内訳が明確であり、また、その積算根拠が合理的な内容であるか。	5/100

(4) 選考結果の通知

企画提案書の提出者全員へ結果通知書を郵送及び市ホームページで公表する。

10 その他

- (1) 企画提案書の作成、提出に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書については、返却しない。
- (3) 応募書類は、千葉市情報公開条例（平成12年市条例第52号）の規定に基づき開示請求されたときは、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。ただし、企画提案書選定期間中は、同条例第7条第1項第6号の規定に基づき、開示の対象としない。

11 契約について

(1) 契約の締結

ア 選考により最優秀提案と決定した提案を提出したものを委託先候補とし、詳細な業務の内容及び契約条件について協議・合意したのちに委託契約を締結する。

イ 前項の交渉が不成立の場合には、千葉市は順次、次点以下の提案者と交渉を行い、委託契約を締結する。

(2) 留意事項

ア 契約にあたっては、契約書を2通作成し、各1通を保有する。

イ 提案された企画内容をそのまま委託するものではない。(業務委託仕様書については、提案された企画内容をもとに委託先候補と協議のうえ、作成する。)

ウ 契約保証金は要。ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。

エ 業務の一部について、他者に委託する際は、事前に千葉市の承諾を受けること。

オ 委託費の支払いについては、平成28年3月31日に委託業務完了後一括払いとする。

(3) 守秘義務

本業務を遂行する上で知り得た情報については、千葉市の承認を得ることなく第三者に漏らしてはならない。